

日本歯科理工学会 COI 指針

近年、利益相反(Conflict of Interest)状態の管理が求められる状況にあり、日本歯科理工学会としても対応が求められている。COI 状態の管理が求められる状況となった一因はディオバン事件における臨床研究データ偽造であり、基本的には研究者個人の倫理観と責任の問題であるが、学会が COI 状態を管理することによってデータ偽造に対する一定の抑制効果が期待できる。一方で、これまでのデータ偽造問題は創薬に関わる臨床研究データの発表であったこと、純粋な科学的興味に基づく基礎研究では利益相反が起こりにくいこともあり、現時点では、学会によって COI 状態管理方法が異なっている。

日本歯科理工学会は産学連携を推奨する学会ではあるが、創薬に関わる研究発表を主とする学会ではない。また、基礎系学会であり、患者を被験者とする臨床研究データを主に発表する学会でもない。しかし、現時点の社会的状況を勘案し、2019年度秋期学術講演会から、当該発表に関わる COI の有無を筆頭発表者あるいは講演者が開示し、COI がある場合には筆頭発表者が事前に COI 自己申告書を学会事務局に提出することを義務付けるものとする。

COI 状況の管理は経済的関係に限定されるものではないが、創薬企業からの利益供与がデータ偽造の原因となっていたことが指摘された関係から、現時点では主に企業・団体（公的団体を除く）からの経済的利益供与を一つの指標としている。日本歯科理工学会においても、現時点では経済的利益供与を指標として COI 状態の管理を行うのが適切である。

経済的利益供与の開示基準については、1) 報酬額、2) 講演料、3) 原稿料、4) 研究費・助成金、5) 贈答品を項目とし、各項目で年間200万円以上の経済的利益供与があった場合には、COI を開示する。

COI 開示については、学会発表以上に論文発表において重要であるが、日本歯科理工学会の性質上、本学会が発行する学会誌にこれまで創薬に関わる研究論文などが発表されたことはない。そのため、現時点では COI 開示を必須条件とはせず、学会誌編集委員長が必要と判断した場合に、COI の開示を要求する手法が適切であると判断する。

学術講演会において筆頭発表者あるいは講演者が行う COI 開示方法、および開示基準を超える COI がある場合に提出する COI 自己申告書様式については別途定める。

なお、社会的状況と日本歯科理工学会の状況から、COI 状態管理方法については、随時変更を検討することとする。

2019年4月19日 理事会承認